

3月定例教育委員会会議録

| | |
|-------|---|
| 開催年月日 | 令和7年3月21日（金） |
| 開催時間 | 午前10時00分 |
| 開催場所 | 八尾市役所 6階 大会議室 |
| 出席委員 | 浦上 教育長 水野 教育長職務代理者 岩井 委員 藤井 委員 近田 委員 |
| 出席職員 | 太田副教育長・塚本教育監・辻内次長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・辻本教育センター所長・永澤生涯学習課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・大本教育政策課長 |

1 { 1月臨時会議録の承認 }

【浦上教育長】 皆さん、おはようございます。令和6年度最後の3月定例教育委員会を開催したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録署名委員に、近田委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数を満たしているため、成立していることをご報告いたします。

それでは、次第の1、1月定例教育委員会会議の議事録の承認につきまして、審議いたします。

それでは、委員の皆様、何か質疑等ございますか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって1月臨時会議録につきまして、承認と決しました。

2 { 2月定例会議録の承認 }

【浦上教育長】 続きまして、次第の2、2月定例教育委員会会議の議事録の承認について、審議いたします。

それでは、委員の皆様、何か質疑等ございますか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月定例会会議録につきましても承認と決しました。

3 {教育長及び教育委員の報告}

【浦上教育長】 それでは、次第の3、教育長及び教育委員の報告に移ります。
まず、私の報告ですが、お手元の配付の資料のとおりです。

| | |
|------------|---------------------------------|
| 2月 20日 (木) | 定例教育委員会 |
| 2月 21日 (金) | 3月市議会定例会本会議 (第1日) |
| 2月 23日 (日) | 「ばーちやる (時を超える箱舟)」演劇鑑賞 (八尾市文化会館) |
| 2月 25日 (火) | 校長会 |
| 2月 26日 (水) | ピンクシャツデーあいさつ運動 (永畑小学校) |
| 〃 | 3月市議会定例会本会議 (第2日) |
| 2月 27日 (木) | 3月市議会定例会本会議 (第3日) |
| 2月 28日 (金) | 大阪府立八尾高等学校卒業式 (来賓) |
| 3月 2日 (日) | 防火防災フェア2025 (南木の本防災公園) |
| 〃 | 第31回大正コミュニティセンター運営協議会作品展示見学 |
| 〃 | 「吉田玉男の世界」文学公演観賞 (八尾市文化会館) |
| 3月 3日 (月) | 3月市議会定例会本会議 (第4日) |
| 〃 | 予算決算常任委員会 (全体会) |
| 3月 4日 (火) | 桂中学校区地域教育協議会総括集会 (来賓) |
| 〃 | 節分祭追儺式 (八尾天満宮) |
| 3月 5日 (水) | かもめ会 こども朝食堂見学 (大正北小学校) |
| 3月 6日 (木) | 部長会 |
| 〃 | 令和6年度第2回人権施策推進本部会議 |
| 〃 | 令和6年度第1回自殺対策推進会議 |
| 3月 7日 (金) | 文教常任委員会・予算決算常任委員会 (文教文科会) |
| 3月 8日 (土) | 大岡産業杯 第53回日本少年野球八尾大会 (開会式) |
| 〃 | フェスタかがやき2025 (生涯学習センター) |
| 〃 | 「獄友」映画鑑賞 (八尾市文化会館) |
| 3月 9日 (日) | 消防記念日式典 (八尾市文化会館) |
| 〃 | 第31回こどもフェスティバル |
| 3月 11日 (火) | くらし学習館講座講師委託式 |
| 〃 | 第4回 社会教育委員会議 |
| 3月 12日 (水) | こどもはーとサポーター交流会 |
| 3月 13日 (木) | 臨時教育委員会 |
| 〃 | 定例教育委員協議会 |

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 3月 15日（土） | 大岡産業杯 第53回日本少年野球八尾大会（閉会式） |
| 3月 18日（火） | 第51回大阪経済法科大学卒業式（花岡キャンパス「尚淑館」） |
| 〃 | 校長会（人事案件） |

【教育長】例年と同じような形の行事であり、本日の会議の案件が多いため、私からの口頭報告は省略いたします。それでは、委員の皆様方、この間の活動状況について何かあれば、ご報告をお願いします。

【岩井委員】 3月2日（日）、プリズムホールにおいて、人形遣いである吉田玉男さんが令和5年に人間国宝に認定され、また八尾市文化賞特別賞を受賞されたことを記念して開催された「記念トークと文楽吉田玉男の世界」の公演がありましたので、同じ年齢で応援している1人として見に行かせていただきました。私は、これまで1度も人形遣いの方の話聞いたことがありませんでしたので、玉男さんが記念トークの中で「人形は3人で遣い、その芸は同じ舞台に立ち、同じ人形を遣う中で日々伝えていく」というような師匠と弟子の関係を優しい声でお話しされるのを聞きまして、玉男さんの淀みのない一途な心を感じましたし、10年20年という長い時間を掛けて伝え築いていく師弟関係の奥深さにも心を打たれました。

また、2部は「義経千本桜」の作品の中で、玉男さんが狐忠信を遣われたのですが、忠信の中で時々見せる狐の仕草が本当の狐のようであり、「これが人間国宝の芸なのか、すごいな。」と思いながら2部も楽しく見させていただきました。子どもたちにも、このような貴重な本物に触れる機会を通して関心を高め、おもしろそうだな、自分もやってみたいなというような子が後々出て来てくれるようになれば嬉しいなと思っております。

次に、3月8日（土）、生涯学習センター「かがやき」で活動しておられる方々の1年間の成果発表会「フェスタかがやき」に参加しました。音楽やダンス、体操などの舞台発表、そして絵画や手芸などの作品展示や、お茶会もあり、多くの方々が、この1年間で人と繋がりながら、いきいきと生涯学習を楽しんでこられたことが、よく分かりました。さらには、参加型のイベントや作業所・授産施設で作っておられる物品の販売があり、様々な場所での活動の様子を知ることができ、とても楽しかったです。

次に、3月18日（火）、高美南小学校の卒業式へ来賓として出席しました。今回の卒業式は、50回目の記念の卒業式であり、卒業生は50名でした。高美南小学校では、多文化共生教育が根付いており、在校生も卒業生もこれまで仲間とともに学び、頑張ってきた集大成として、この卒業式に臨んでいるなど思わせるほど態度も立派であり、厳かな中にも温かさの感じられる素晴らしい卒業式でした。卒業生の成長を見て、子どもたちにこれまで関わってくださった、すべての皆様に感謝申し上げたいと思います。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【藤井委員】 私も3月18日（火）、亀井小学校の卒業式に来賓として出席しました。今回の卒業生は131名であり、大変多くの児童が卒業することとなりますが、児童一人ひとりの様子を見て、卒業式に向けて一生懸命に練習をしていたことがよく分かりました。子どもたちは壇上から一人ひとり降りてきて、私たち来賓へ一礼するとき目に合うと、ほ

った表情をされていたことが印象的でした。会場の後方で卒業生である子どもたちを見守っている保護者の皆様が、どのような思いで6年間子どもたちを支え、どのような思いで中学校へ送り出されるのかということ想像すると、自分自身のことのように涙もろくなって泣けてきて、本当に素晴らしい卒業式でした。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【水野委員】 3月14日（金）、志紀中学校の卒業式に来賓として出席しました。志紀中学校も130名を超える多くの生徒が卒業するというので、校長先生が生徒一人ひとりへしっかりと卒業証書を渡されて、本当に良い卒業式でした。卒業式の終盤には、サプライズで子どもたちから先生へ感謝を述べるシーンもあり、先生方と子どもたちの絆というものを非常に深く感じました。私はスクールカウンセラーをさせていただいていた関係で、卒業式の後、何人か知り合いの先生と教育現場での様々な状況についてお話をさせていただきました。大変貴重な経験をいただきました。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようであれば、次第4の議案審議に移ります。

4 {議案審議}

【浦上教育長】 それでは、次第の4、議案審議に入らせていただきます。

請願第1号「大阪万博への遠足（校外学習）の見直しを求める請願の件」につきまして、審議をいたします。太田副教育長、塚本教育監、川添教育政策課長、黒井学校教育推進課長は前の席へお越しくください。

それでは、請願第1号「大阪万博への遠足（校外学習）の見直しを求める請願の件」につきまして、審議をいたします。なお、請願事項に記載されている緊急要望につきまして、すでに教育委員の皆様と共有をさせていただいております。

それでは、先に請願の取り扱いにつきましてお諮りさせていただきます。

令和7年3月6日に提出されました、この請願第1号につきましては、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会会議等取扱要綱に規定されております要件を満たしておりますことから、同規則第25条第1項の規定によりまして、その処理について先の定例教育委員協議会において、教育委員の皆様と要綱第7条の規定に基づきご協議させていただいたものでございます。

本日は、その協議のとおり審議を進めたいと思いますが、改めてその手順についてお諮りいたします。

本請願につきましては、請願全体について教育委員会事務局から概要報告を受けたのち、担当課の見解を述べさせていただき、教育委員の皆様とともに審議し、その後、採決をとりたいと思います。なお、同規則第25条第2項の規定に基づく、請願者の説明については請願書に詳細に記載されておりますことから、協議のとおり説明は求めません。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認め、そのように進めたいと思います。
それでは、川添教育政策課長より請願第1号の概要について報告してください。

【川添教育政策課長】 ただいま議題となりました請願第1号「大阪万博への遠足（校外学習）の見直しを求める」請願の件について、概要報告をさせていただきます。
本件は、令和7年3月6日に受理した請願につき、八尾市教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、委員会に諮るものでございます。請願者は、服部氏と馬場野氏の連名での提出でございます。請願内容につきましては、「万博遠足（校外学習）に関する計画をいったん白紙に戻し、児童生徒の安全配慮に関わって学校現場の判断、保護者の意見をもとに再考すること」であり、請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございます。概要報告については、以上でございます。

【浦上教育長】 それでは次に請願第1号についての見解を黒井課長から説明願います。

【黒井学校教育推進課長】 それでは、私のほうから「大阪万博への遠足（校外学習）の見直しを求める請願の件」について、教育委員会事務局の取組状況についてご説明申し上げます。大阪府より子ども無料招待について伝達があった以降、校長会において共通理解を図り、八尾市としては学校の校外学習として取り組む予定としていくことを確認し、この間教育委員会において予算確保やバスの確保に努めるとともに、学校からの質問等を集約し、博覧会協会へ問い合わせを行い、学校へフィードバックしてきたところです。今後も引き続き、すべての児童生徒が万博という貴重な機会で、素晴らしい体験をできるように学校を支援するとともに、準備を進めてまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 ただいま請願第1号の見解がございましたが、委員の皆様、ご意見等いかがでしょうか。

【近田委員】 今回の請願への事務局の見解もよく分かりますが、今回の請願が提出された背景もあるだろうと考えます。請願が提出された趣旨は3点あるかと思えます。まず、万博会場の安全面がどのくらい担保されているのかという不安が払拭できないということが1点あるかと思えます。次に、学校における教育活動の自主性ということで、八尾市内すべての学校の校外学習先が同じであることが望ましいのかという点が2点目だと思えます。こちらについては、校長会において校外学習へ参加するという点で異論が無かったと聞いておりますが、八尾市内のすべての学校が校外学習として取り組む予定として行くことを確認できた際、学校は行政へ意見しやすい環境であったのかということが3点目だと思えます。すべての学校が、校外学習として万博へ行くことが、もちろん強制であるような雰囲気では進めてきたわけではないことは理解しますが、請願者の方の思いも理解できる場所があるので、しっかりと審議する必要があると考えます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【水野委員】 今回提出された請願に記載されているご意見をしっかりと拝見させていただき、今の教育現場を取り巻く様々な状況や国の動きなども考慮しながら、私なりに考えたことを今からお話しをさせていただきます。安全面の配慮については、すべての学校行事においても非常に重要であり、学校安全は学校現場の最優先の取り組みになっています。そう考えると、校外学習以外の体験的な学習、学校内における理科の実験、家庭科、それに体育など、様々な学習で学校安全の配慮は必要となりますので、万博に限らず安全面の配慮は最優先していただけるように再度お願いしたいということが1点です。

次に、体験学習や探求学習などの近年の子どもたちの学びが、先生から子どもへ知識を伝えるだけの一方方向な学習ではなく、プロジェクトベースドラーニングというような子どもたちで問題を立てて、その問題の仮説を検証していくような学びへ変化しています。国では、次期学習指導要領の検討に入っていますが、このような学習方法の流れへ向かっていくだろうと私は考えております。そういう点においても、様々なことを身近で体験できる万博へ参加しないという選択をすることは、少し難しいのではないかとということが1つです。また、黒井課長からご説明いただきましたように、校長会において十分審議いただいたということで、私の理解では、校長先生方は学校におけるカリキュラムとマネジメントの権限を持っており、そこで決定されたということであれば、安全面に十分配慮いただいて実施をしていただくというようなことだと思えます。ただし、請願が提出されたことも踏まえて、今一度自己点検をしていただくということかなと思えます。

【教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【岩井委員】 私は、小学校での勤務経験がありますので、その視点から少しお話しさせていただきます。校外学習は、子どもたちにとっては、行く前から心躍らせるほど非常に楽しいものであり、また有意義なものだと思っております。しかしながら、その一方で、子どもたちの生命・安全を守る責任のある学校としては、校外学習の計画実施に際しては、意義や目的の検討はもちろんのこと、事前事後の指導や緊急時の対応も含めて、極めてきめ細やかな配慮が必要であり、万全を期さなければならない行事であることは言うまでもないことだと思っております。今回の万博の件についても、教育委員会は校長会を通じて情報交換をしながら、伴走支援してきたと今お聞きしましたが、教育課程に係る権限は学校長にありますので、学校内において、もちろん学校長のマネジメントの中で職員会議が開かれ、参加の可否について話し合いが行われたらと思います。おそらく先生方からは様々な質問や意見、そして請願者の方と同じような思いも出たと推察されます。また、その中には、保護者や地域の方からの様々な意見や声も入っていたらと思いますし、正直言って葛藤もあつたらうなと想像します。しかしながら、そのようなことを繰り返し審議し尽くした結果として、それぞれの学校において、最終的に参加するという結論を出し、その結論を踏まえて準備を整え進めてきたのが、今の状況であると私は捉えております。先日、ある学校のホームページを見ていましたら、ホームページがリニューアル中でしたが、すでに来年度の予定として、万博に行く学年毎の日程を学校新聞に載せて、保護者へお知らせをしている学校がありました。おそらく他の学校においても、保護者の方へのお知らせは終えているのではないかと私は思っております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【藤井委員】 万博については、私の周辺においても、「行きたい」「あまり興味がない」というように様々な声を聞いてきました。今回提出された請願についても、多くの意見の一つとして、審議することが必要であると考えます。一方、事務局からの見解によれば、各学校において校長先生が最終的に校外学習の行き先を決めるということには間違いがないこと、そして教育委員会が校外学習先として万博を指定したわけではないことで私は理解しました。事務局の見解を聞く中で、教育委員会としてバスに係る費用など万博へ安全に参加する予算を計上されているということ、また何かしらの事情により、当日に校外学習として参加できない児童生徒のために子どものチケットの予算を計上されていることなど、八尾市内のすべての児童生徒が万博において様々な経験や体験をすることができ、いわゆる経験や体験の格差が生まれないようにされています。校外学習として万博へ参加する当日になって、参加できない児童生徒に対して、大阪府は子どものチケットは手配していただけていますが、八尾市はさらに手厚く、児童生徒の保護者のチケットも手配していただけるということは、とても大事だと思います。万博へ行く、行かないにしても、行ける状態を教育委員会が用意していることは、とても大切なことだと感じました。

【浦上教育長】 藤井委員のご意見について、学校教育推進課長いかがでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 教育委員の皆様からご意見を頂戴したところですが、少しお時間をいただき、私から、これまでの経過も含めて補足説明をさせていただければと思います。まず、国から万博に関する情報がおりにきたのは、令和5年9月頃でありました。藤井委員が先程おっしゃられたように、大阪府は、各家庭で子どもたちが万博への参加を経験するとなったときに、当然行きたくても行けない状況が発生するかもしれないということで、団体として無料招待したいということが前提としてありました。本市においても、そういう情報を掴みまして、校長会において何度も校長先生方から意見をもらいながら、本日に至っています。まず、教育委員の皆様からのご意見にもあったとおり、学校が行事を計画するときには、教育委員会がすべての学校に一律の行事を強制することはありません。学校長が、行事の教育目的や意義、その体験学習を通してどういうことを学べるのかを勘案して、校外学習を計画します。もちろん、校外学習実施に至るまでは、安全配慮もセットで考えていくこととなります。当初から校長会で話してきた内容について、大阪府から児童生徒への万博の無料招待という情報がおりにきたとき、万博までの交通費については、大阪府は負担しないということでしたので、交通費はどうするのかという話がありました。その他にも、校外学習で万博へ行くとなったとき、電車やバスという交通手段が考えられますが、電車であった場合、学校のすべての子どもたちが一斉に電車を降りたとき、または乗るときに全員が確実に乗ったのか、降りたのかなどの安全確認が難しいのではないかなという懸念がありました。また、万博への参加の時期によっては、熱中症の心配があるかなという懸念もありました。以上のことから、校長会においては、全校が万博へ行くとなった場合、交通手段としてはバスの確保が必要であるという結論に至りました。その中で、当時は様々な要因により、万博が無事に実施できるのかという声もあ

りました。一方で、万博の開催年度になり、学校が校外学習として万博へ行きたいとなったとしても、急にバスを確保することは困難であるということで、令和7年度に全校が万博へ行くことができる状態を確保することを前提に準備をするということが、校長会等でまとまりました。その内容を受け、教育委員会としては、バス借り上げの費用を予算化することに注力するというような話をした次第です。一方、学校から万博へ参加するとなったとしても、事情によって学校へ登校できない児童生徒、また校外学習当日に急な体調不良で欠席する児童生徒は、万博での体験ができなくなります。そういったことも踏まえて、大阪府は子どもへチケットを提供するという情報がありましたが、実際には子どもだけで万博へ行くことができないため、万博参加の当日に、もし事情があって行けなかった児童生徒でも、家庭から万博へ行けるようにするため、児童生徒の保護者のチケット1人分を市で予算確保に注力するということが、こちらも校長会で情報共有を図ってきたところです。また、最近になって万博会場内における安全配慮、熱中症、災害時の地震等における避難、メタンガスの対応、トレイの設置数などの様々な情報が大阪府による説明会等での資料とともにおりてきたところです。学校は、これから万博会場への下見をしていきますので、各学校が校外学習先を万博会場とするのかどうかの最終的な判断については、下見の後となります。学校の下見の中では、会場内の様々な場所の確認をし、最終的な判断をするかと思えます。教育委員会としては、各学校が校外学習先を万博とするとなったとき、安心安全な状況で行けるよう、引き続き支援をしていくことになると考えております。学校によっては、介助が必要な児童生徒もいますので、バスの予算確保以外にも、介護タクシー等も手配できないかという相談も受けております。それについては、個別対応しておりますので、すべての学校が安全安心に万博会場へ行けるよう準備を進めております。早い学校では、4月5日、6日に下見が予定されており、その他の学校についても4月13日の万博開催以降、順次下見を実施していく予定をしております。来年度は、万博開催の年度になりますので、引き続き教育委員会としては学校の声をしっかりと聴きながら、安心安全な万博参加ができるように支援してまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 今、令和5年度からの事務局としての動きを詳細に説明してもらいました。先程、教育委員の皆様から、万博参加にあたり不安な部分、特に安全配慮の部分についてご意見等がありました。また、学校が行事として万博会場を選択することについて、校長会の意見はどうだったのか、子どもたちが万博で体験学習するにあたって考えるべきことはどうなのか、万博会場へ行くにあたり配慮が必要な子どもたちへの対応をどうするのか、それらの諸課題の対応について、事務局から詳細な説明がありました。この説明を受けて、教育委員の皆様から、さらにご意見等ありましたらお願いします。

【近田委員】 事務局からの説明を聞かせていただき、しっかりと安全性を確保していただけたのだろうと感じました。校外学習として万博へ参加し、様々なことを体験学習できる意義というのは、万博参加後にどのようなことを学習できたのかということを検証することだと思います。子どもたち同士で万博参加後の検証を行う機会を設けていただけたらと思います。また、万博開催後の跡地のことについても、今後、大阪府民・八尾市民となっていく子どもたちに対して、幅広い多様な検証ができる事前指導、事後指導をすることによって、万博へ参加する校外学習が完成するかと思います。これらの検証を経て、万博

参加による効果が、子どもによって捉え方は様々であると思いますが、子どもたち自身が検証することに意義があるかと思っておりますので、その辺りも十分考慮していただきたいなと思っております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【藤井委員】 今、近田委員のご意見を聞かせていただき、本当に大事だなと思えました。子どもたちが自分たちで考えていける大人になるということは、非常に大事だと思います。子どもたちが自分で考えていける大人になるためには、様々な体験を通して経験していかなければ分からないということもあると思います。そうであれば、なおのこと、万博に参加する機会を作ってあげることに、意義があるかと感じました。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようであれば、採決に移ります。提出された請願について、ただいま様々なご意見を頂戴し、総合的に考えて、ご判断をお願いいたします。それでは、要綱第7条の規定に基づき採決を取ります。本請願について、採択したい方は挙手願います。

【近田委員】 採択

【浦上教育長】 次に、不採択としたい方、挙手願います。

【水野委員・岩井委員・藤井委員】 不採択

【浦上教育長】 それでは、採決の結果、請願第1号「大阪万博への遠足（校外学習）の見直しを求める」請願の件について、不採択と決しました。

塚本教育監と黒井課長は自席へお戻りください。

続きまして、議案第7号「八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正の件」及び議案第8号「八尾市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正の件」につきまして、どちらも機構改革要するに組織の機構に関わる内容でありますので、一括して審議したいと思っておりますが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、議案第7号「八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正の件」及び議案第8号「八尾市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正の件」につきまして、一括で審議をいたします。では、川添課長より提案理由の説明を願います。

【川添教育政策課長】 それでは、ただいま議題となりました、議案第7号「八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正の件」及び議案第8号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」についてご説明させてい

たきます。

本件は、本規則及び規程の一部を改正する必要があるため、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

提案理由でございますが、令和7年度における組織機構の見直しに伴い、関係教育委員会規則及び規程の一部を改正する必要があるため、提案するものです。改正内容でございますが、議案第7号の規則等の改正につきましては、同議案の議案参考資料①の2にお示しのとおり、3つの規則の一部改正を行います。

議案第8号の規程改正につきましては、「八尾市教育委員会事務局事務処理規程」の一部改正を行うものであります。主な改正箇所といたしましては、令和7年度八尾市教育委員会事務局の機構改革等に伴うものとして、公共建築課教育施設営繕室の営繕業務を教育委員会に移管し、教育政策課学校運営室と機能統合した教育施設課の新設に伴う改正、教育センター研究研修係の担当制を廃止し、ICT教育推進係の設置に伴う改正を行うものです。なお、施行につきましては、令和7年4月1日から施行いたすものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【岩井委員】 この組織機構の見直しで、どのようなことが改善され、どんなメリットがあるのか教えていただけますでしょうか。

【川添教育政策課長】 まず、教育施設課の新設につきましてご説明申し上げます。今後の学校施設の老朽化に伴う対応ということが急務となってくる中で、その対応にあたりまして、各学校施設における校舎、体育館などの構造躯体健全性調査というものを実施する必要があります。この実施にあたりまして、現在は教育委員会事務局内に技術職が配置されていないため、調査検討にあたって実効性のある組織体制にはなっていないという実情があります。また、学校教育施設の維持管理につきまして、施設営繕業務は建築部門の公共建築課が担い、その他の維持管理は教育委員会が担っています。一方、大規模な工事については、教育委員会が企画立案の上、公共建築課が設計・工事を行うなど両課に跨るような体制になっています。このような実態が、効率性の観点から課題があったところで、今回の機構改革により教育委員会事務局へ技術職を配置し、先程申し上げた課題の解決を図っていくというものになります。

次に、教育センターのICT教育推進係の設置につきましてご説明申し上げます。こちらは、昨今のGIGAスクール構想の流れを受けて、学校のICT教育が進んでいること、令和7年度に児童生徒用の1人1台端末の入れ替えを控えていることなどから、この部門の体制を強化して1つの係として独立させるため、今回の改正に至っております。

【岩井委員】 来年度は学校の教育環境が大きく変化するときで、業務量も膨大になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようであれば、採決に移らせていただきます。

議案の第7号及び第8号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第7号「八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正の件」及び議案第8号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号「八尾市教育職員の給料等の額の特例に関する条例施行規則の一部改正の件」について審議をいたします。

それでは、川添課長より提案理由の説明をお願いします。

【川添教育政策課長】 それでは、議案第9号「八尾市教育職員の給料等の額の特例に関する条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案の理由でございますが、大阪府職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例に準じて給与が支給される本市教育職員の給料等に係る規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「新旧対照表八尾市教育職員の給料等の額の特例に関する条例施行規則の一部改正（案）」をご覧ください。改正の内容でございますが、第7条第1項におきまして、在宅勤務等手当を新たに設けるものでございます。なお、この規則につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何卒、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【水野委員】 これは、例えばコロナ禍で発生した長期間に渡る在宅勤務への手当ということでしょうか。

【大本教育政策課長補佐】 こちらの手当は、3ヶ月以上在宅勤務を行うときに支給するものです。また、月平均10日以上在宅勤務を行う場合に、手当として支給するような仕組みも今回の規則の改正により行うものです。

【水野委員】 ありがとうございます。つまり、在宅勤務が必要であると認められる方に対して支給される手当ということでしょうか。

【大本教育政策課長補佐】 在宅勤務を行う場合には、所属長の命令があり、なおかつ3ヶ月以上、もしくは10日以上在宅勤務を行う場合に、手当を支給するものとなっております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようであれば、採決に移らせていただきます。

議案の第9号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。議案第9号「八尾市教育職員の給料等の額の特例に関する条例施行規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

川添課長は自席へお戻りください。

それでは、引き続きまして議案第10号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして審議をいたします。下村次長兼こども施設運営課長、永澤生涯学習課長、石田放課後児童育成室長は前の席へお越しくください。

それでは、永澤課長より提案理由の説明をお願いします。

【永澤生涯学習課長】 それでは、議案第10号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、入室児童の増加対応等による児童室の整備のため、児童室の数及び名称の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「新旧対照表八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正」をご覧ください。改正の内容でございますが、別表第1（第2条関係）におきまして、「曙川地区」に新たに第5放課後児童室を設け、定員を40名とし、「曙川東地区」に新たに第4放課後児童室を設け、定員を60名とするものでございます。なお、この規則につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【岩井委員】 曙川小学校と曙川東小学校において、それぞれ1教室を増設するということですが、放課後児童室の設置場所はどこになるのか教えてもらえるでしょうか。特に曙川東小学校は60名となっており、人数が多いのですが、既存の教室を転用するのか教えてもらえるでしょうか。

【石田放課後児童育成室長】 曙川小学校は、音楽室の隣の準備室を兼用させていただく予定をしており、64㎡の普通教室規格の部屋であることから、定員を40名としております。曙川東小学校は、理科室を併用教室としてお借りするような形になります。こちらの教室の広さは、普通教室規格の部屋の約1.5倍の教室となりますので、定員を60名としております。

【岩井委員】 子どもの人数が増えて、学校の普通教室の数が足りなくなっている中で、放課後児童室の子どもたちの居場所づくりも同時進行していかなければならない状況があり、非常に大変だと思いますが、学校とよく相談・連携しながら、保護者のニーズにしっかりと応えていってほしいと願っております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようであれば、採決に移らせていただきます。

議案の第10号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって議案第10号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

それでは、下村次長と永澤課長と石田室長は自席へお戻りください。

5 {報告事項}

【浦上教育長】 それでは、続きまして次第の5の報告事項に移ります。報告事項①「八尾市及び八尾市教育委員会と一般社団法人アクリル運動スポーツクラブとの地域のスポーツ振興及び普及啓発に関する連携協定の締結につきまして」報告をさせていただきます。川添課長は前の席へお越しくください。

それでは、川添課長より報告願います。

【川添教育政策課長】 それでは、八尾市及び八尾市教育委員会と一般社団法人アクリル運動部スポーツクラブとの地域のスポーツ振興及び普及啓発に関する連携協定について報告いたします。

本市では、近年の人口減少をはじめとする急激な社会経済情勢の変化など、複雑化・多様化する社会課題に対応し、市民の多様なニーズに応えながら行政施策を推進するため、企業や大学などのさまざまな主体と連携し、行政課題の解決や地域の活性化に向けて、公民連携の強化を図っております。このような中、これまでもスポーツを通じた本市の児童生徒の健全育成にご協力いただいている一般社団法人アクリル運動部スポーツクラブと、緊密な連携及び協力を推進し、地域のスポーツ振興及び普及啓発をめざし、相互の発展と充実に寄与することを目的として、このたび、八尾市及び八尾市教育委員会と一般社団法人アクリル運動部スポーツクラブとの三者で連携協定を締結する運びとなり、3月28日

(金)に協定を締結する予定です。

この度の連携協定は、相互に連携協力し、地域のスポーツ振興及び普及啓発をめざし、相互の発展と充実に寄与することを目的としており、今後、子どもたちが多くのスポーツに触れる機会の提供、プロスポーツ選手に触れる機会の提供、中学校における部活動改革への協力などについて、同クラブと連携して取り組みを進めていく予定です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。ただいまの報告に関して、ご意見等いかがでしょうか。

【近田委員】 子どもの人数が少なくなっている中で、各学校における部活動が成立しにくい状況となっており、このような地域スポーツを展開している団体と連携していくことは非常に大事だと思います。一方、その土台となる学校における部活動の意義という共通の認識はしっかりと共有していく必要があると思います。学校における部活動は、スポーツ振興だけではなく、生徒指導という側面もあると思います。課外活動としての部活動とスポーツ振興というのは、同じような目的やメリットも当然ありますが、微妙に意味合いが違う部分があると思います。もちろん、そういった認識を共有しているとは思いますが、部活動の支援が、地域スポーツ振興への普及に繋がっていくというようなチャートが見えるものを残していただきたいなと思います。部活動の地域移行を展開し、先生方の部活への業務負担の軽減につながるというものでなければならないというふうに思いますので、その辺りのところを少し教えていただければでしょうか。

【川添教育政策課長】 ただいま近田委員よりご指摘いただいた点は、先日も校長先生方をはじめとした学校現場の先生方とも意見を交わす中で、頂戴している意見です。本市で今回検討してまいりました検討会議の中でも、その辺りの意見を踏まえまして、地域ですでに設置されているクラブ活動へ八尾市内の中学校の生徒を参加させ、混ぜていただくというようなスタイルではなく、市内の中学校の生徒だけの部活動グループを構成し、これまでの部活動の取り組みの意義を大切にしながら、進めていただく予定です。

検討会議のメンバーには、今回連携協定を締結したアクリル運動スポーツクラブの代表理事の方にも参加していただいております。理事の方を通じて、子どもたちに指導をする各競技団体には、その辺りの意義を十分理解していただいた上で、今後、連携・協力を進めて行くということで考えております。

【近田委員】 部活動の意義を踏まえた上で、地域移行を進めていくという認識を共有していることは分かりましたが、何かしらの文書で文言として記載しておかなければ、その共通認識が、いずれ消えていく可能性もあると思います。何かしらの文章で、地域移行後も、部活動の意義があることをきっちり残すようにしていただければと思いますので、よろしく願います。

【教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【水野委員】 1点確認させていただきたいことがあります。今回の協定の対象ですが、

市内の児童生徒だけではなく、市内の地域スポーツに関わる方も対象とした協定ということで、八尾市と八尾市教育委員会、そしてアクリル運動スポーツクラブの三者による協定となっているのでしょうか。

【川添教育政策課長】 具体的な取り組みは、事業内容によりますが、八尾市の子どもたちを対象とした部活動改革をはじめとした取り組みもあれば、少し上の世代の大人も対象とした取り組みもあるということで、このような形となっています。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの報告に関して、ご意見等いかがでしょうか。ないようであれば、本報告につきましては終わりたいと思います。

太田副教育長と川添課長は、自席へお戻りください。

6 {その他}

【浦上教育長】 続きまして、次第の6、その他についてですが、事務局から何かありますか。

【事務局】 ありません。

【浦上教育長】 ないようですので、以上をもちまして、3月定例教育委員会を終了したいと思います。ありがとうございます。